

令和4年10月31日

第 10 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和4年10月31日（月） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 39 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 40 号 農地法第3条の規定による許可の取消願について
- 議案第 41 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 42 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 43 号 農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について
- 議案第 44 号 相続税納税猶予に係る適格者証明申請について
- 議案第 45 号 農用地利用集積計画（案）について
- 議案第 46 号 呉市農地利用最適化推進委員候補者の募集について

報告事項

- 第 1 号 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 非農地証明について

その他

出席委員

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 柏木 健二 | 2 番 田中 慎二 | 3 番 谷 新子 | 4 番 宮脇 和幸 |
| 5 番 横段 登 | 6 番 高本 光之 | 7 番 立花 達也 | 8 番 水場 光輝 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 亀山 博司 | 11 番 秋光 貴志 | 12 番 大道 正孝 |
| 13 番 長迫 秀 | 14 番 新田 隆次 | 16 番 棕開地 省二 | 17 番 本末 満 |
| 18 番 石田 尚則 | 19 番 北村 正次 | | |

推進委員

平原 務 中川 義則 高畑 保久

事務局

沖元事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 谷田主査 庭月野主査

(午後2時)

議長(北村) : 出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和4年第10回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、2番 田中委員、5番 横段委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長 : 事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配付として、議案書と申請農地位置図を送付しています。また、本日配付した資料は、「資料1 農用地利用集積計画(案)」、「資料2 呉市農地利用最適化推進委員候補者募集要領(案)」、農地台帳に関する調査集計表、委員研修会の開催案内です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、豊町大長字鳥越〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で2,029㎡の農用地区域内農地及び第2種農地です。

申請の事由につきましては、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため、売却をするもので、譲受人は新規就農し、果樹を作付けするものです。

経営面積は、申請地が20アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議長 : 調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋光委員 : 11番 秋光です。申請地は、片方は既に耕作されており、もう片方も耕作できるよう整地されており、果樹の苗木も頼んでいるとのことで、特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 : それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長 : なし。

議長 : ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長 : 異議なし。

議長 : それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第40号「農地法第3条の規定による許可の取消願について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番については、令和4年9月13日付けで、農地法第3条の規定による許可の取消願の提出がありましたので、審議を求めるものです。これは、令和4年5月に開催された農業委員会総会において審議され、令和4年5月31日付け農委指令第26号で許可した案件ですが、売買契約不成立のため、取消願が提出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消しと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、取消しと決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番については、令和4年9月22日付けで、農地法第3条の規定による許可の取消願の提出がありましたので、審議を求めるものです。これは、令和3年11月に開催された農業委員会総会において審議され、令和3年11月30日付け農委指令第80号で許可した案件ですが、売買契約不成立のため、取消願が提出されたものです。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、取消しと決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、2番は、取消しと決定します。

議 長：次に、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字一ノ松光山〇〇〇〇番〇〇〇，地目は畑，面積は163㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接地の駐車場3区画として利用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

横 段 委 員：5番 横段です。申請地は耕作されておらず、その隣に申請者の家があり、駐車場が必要

とのことで、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町安登西3丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は304㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接する住宅の一部、庭、家庭菜園として利用するものです。

しかしながら、既に、住宅の一部として使用されていることから、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。申請地には、隣接地の住宅の一部に申請地がかかっており、この度整理されるということで申請されたとのこと。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、音戸町渡子2丁目〇〇〇番〇、地目は畑、面積は233㎡の第2種農地です。

転用の目的は、隣接する家屋の庭敷として利用するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、元々日当たりや水はけが悪く、あまり恵まれた条件の農地ではありません。条件が悪いので、畑として使用することは難しく、庭敷で使われるということであれば、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、許可と決定します。

議長：2番から4番については、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：2番から4番については、一括して説明します。申請地は、倉橋町字鳥越〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田及び畑、面積は合計で3,408㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電施設として利用するもので、規模等は、隣接する地目山林部分を含め、太陽光パネル984枚、発電容量249.9kwを設置する計画です。

現地は、荒廃した農地で、譲渡人は、太陽光発電事業を行うために農地を転用するものです。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画は変更申請中で、中国電力との電力需給契約についても、認定書の写しの提出、確認受理をもって電力需給計画が成立する予定です。その他の都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。農振農用地区域には指定されておりません。

なお、転用面積が3,000㎡を超えるため、広島県農業会議に意見聴取することになります。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、海の近くで昔はみかん畑だったところです。譲受人は、排水対策は充分やると言っておりました。周辺の農地も荒れており、転用はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、2番から4番は、許可意見と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、2番から4番は、許可意見と決定し、広島県農業会議で異議のない旨の答申を

得、かつ経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定を受けたときに許可すると決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、安浦町大字原畑字大久保〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は228㎡の第2種農地です。

転用の目的は、住居1棟を建築し、居住するものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。また農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。譲受人は、申請地の隣にある実家で同居しており、今回新しく申請地に家を建てるとのことでした。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第43号「農地法第5条の規定による許可の事業計画変更承認申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町中央3丁目〇〇番〇、地目は畑、面積は550㎡の第2種農地です。

この件は、令和4年7月29日付け農委指令76号で隣接する作業所の駐車場への農地転用を許可しておりますが、その後、作業所へ新たに農産物の作業依頼があり、作業場を確保する必要があったため、事業計画変更承認申請が提出されたものです。

関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：推進委員 中川です。譲受人は、障害者の就労支援のための作業所で、当初から事情が変わり、農産物の作業委託を受けて屋外の作業場が必要になったとのことでした。作業場と言っても、建物を建てるわけではなく、屋外で作業を行うとのこと、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、承認と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、承認と決定します。

議 長：次に、議案第44号「相続税納税猶予に係る適格者証明申請について」を議題とします。
1番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：本件は、租税特別措置法による相続税の納税猶予にかかるもので、相続人が税務署に申告し、その農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年引き続いて耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されるものです。この制度の適用を受けするため、農業委員会の相続税の納税猶予に関する適格者証明書が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

申請地は、焼山西3丁目〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1,355㎡の第3種農地です。

被相続人は、令和4年7月20日に死亡し、耕作面積は1,395㎡です。申請人は被相続人の子であり、相続開始前から被相続人とともに農業に従事しており、農業後継者として相続税の納税猶予を受け、今後も引き続き農業経営を行うということで、申請したものです。

申請地は、現地調査で、倉庫40㎡を除いて、田として適切に管理されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 原 委 員：推進委員 平原です。申請地は水稻を作付けされているとのことで、きちんと耕作されていました。倉庫内にはトラクター等の農機具もあり、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

議長：次に、議案第45号「農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：農業経営基盤強化促進事業による利用権を設定し、貸し借り等を実施したいとの申出について、その内容を調査し、結果をまとめたものが、「資料1 農用地利用集積計画（案）」です。この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないものとなっておりますので議案提出したものです。

内容についてご説明いたしますので、資料1の1ページの1-1をご覧ください。新規の申出の一覧表です。利用権を新規に設定する農用地は、豊浜町大字大浜字浜〇〇〇〇番ほか11筆で、合計面積は4,115㎡です。設定する権利内容は、賃借権又は使用貸借による権利の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれ資料のとおりとなっております。

次に2ページの1-2をご覧ください。再設定の申出の一覧表です。利用権を再設定する農用地は、豊浜町大字豊島字齒朶山〇〇〇〇番〇ほか1筆で、合計面積は1,715㎡です。設定する権利内容は、賃借権の設定です。その他、貸し借りの期間及び利用目的等につきましては、それぞれの資料のとおりとなっております。

次に3ページにつきましては、利用権を設定する場合の貸す方及び借りる方との間において、交わされる具体的な契約内容や取り決めに記載した共通事項です。

最後に4ページと5ページをご覧ください。利用権の設定を受けて農地を借りる方の名簿が記載されております。なお、本日の総会で決定しましたら、11月1日付けで公告する予定です。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は、事務局の説明のとおりと決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は、議案のとおり決定します。

議長：次に、議案第46号「呉市農地利用最適化推進委員候補者の募集について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料2をご覧ください。最初の方が募集要領（案）となっております。5ページからが要綱の改正（案）になっております。呉市農地利用最適化推進委員候補者の募集につきましては、この募集要領と要綱に基づいて行います。令和5年7月末で現在の農業委員・推進

委員の任期が満了となりますので、次の委員の募集をこの時期から開始します。推進委員につきましては、農業委員会が委嘱しますので、その募集についても、農業委員会で決定する事項となっております。なお、本日お集まりの農業委員につきましては、市長が任命しますので、募集につきましても、農業委員会の決定事項ではありません。

本来であれば、本日、農業委員の募集要綱も併せてお示ししたかったのですが、調整中の箇所がありますので、お配りすることができませんでした。

それでは、推進委員の募集要領案をご覧ください。前回からの変更の重要な部分にはアンダーラインを引いております。まず、1ページ目の「3 候補者の資格」の項目で、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者」にアンダーラインを引いております。現在活躍していただいている委員さんを募集した時には、これに、10アール以上の農地を耕作している農業者という限定がございましたが、今回その要件を外しております。農業委員さんの募集についても同じ表現にしております。理由としては、選挙を実施していた元の制度の時の法律では、10アール以上の農業者というのが法律にも規定がありました。それが新しい制度になった時に、削除されております。今は、農業に関する識見があれば、面積要件で制限することはむしろ適切ではないとなっております。これは、小規模の兼業農家であるとか、半農半Xといった参入者なども含め、多様な人材を登用するといった趣旨です。また、来年の4月頃から、下限面積の撤廃もあるということで、10アールといった基準の根拠もなくなってしまいます。ちなみに近隣の市町にも確認しましたが、このような面積要件を付けているところはありませんでした。そのため、この様な表現としております。

次に、(3)の「又は呉市内において農業に従事している」の部分にもアンダーラインを引いております。これも、前は呉市内に住所を有していることを条件としておりましたが、今の法律には付いておりません。呉市内に住所を有しているという方に限りますと、市外から通作をしている人を排除することになるので、アンダーラインの所を追記しております。こちらも農業委員さんの要領にも共通です。

次に2ページ目の(4)をご覧ください。これまでの年齢要件では、20歳としておりましたが、民法改正による成人年齢の引き下げに伴い、年齢も18歳と変更しております。また、「4 推薦・応募方法」の(1)の個人推薦者についても、前ページ3の(3)と同様の考え方で、「正当な権原に基づき呉市内に農地を保有し、その農地を耕作している者」としております。

次に、「5 推薦・応募手続」の(4)の提出期間のところに、網掛けをしております。この要領案では、令和4年11月29日から1か月間を設定しておりますが、これにつき

ましては、提出期間調整中と表示しています。これは、広報等の関係で、担当課と打ち合わせをしており、調整中ということでございます。

それから、この資料では省略しておりますが、申込書の様式4種類とも、最近の風潮に合わせて押印を廃止し、お名前を自筆で書いていただくように改めております。

主な変更点については、要領については以上です。

次に、5ページからの要綱の改正案をご覧ください。こちらも同様に改正か所にアンダーラインを引いておりますが、ほとんどが今説明しました、募集要領案と同じことを、もう少し硬い文章で書いております。ただ、1か所だけ、募集要領と関係のない改正がありまして、それは、6ページの第12条に、推進委員の補充という項目があります。その中で、「欠員が生じ、農業委員会の業務に支障が生じた場合」という部分にアンダーラインを引いておりますが、今の規定では、欠員が生じたら、速やかに補充に努めることになっておりますが、昨年度等の経験から、アンダーラインの部分を加えております。

改正点については、以上です。よろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、事務局の説明のとおり承認してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、議案のとおり承認します。

議 長：次に報告事項について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：議案書の9ページをご覧ください。

市街化区域内の農地について、この1か月間に農地の転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が2件ございましたので、報告します。

続きまして、議案書の10ページをご覧ください。この1か月間に非農地判断等に関する事務決裁規程により処理したもので、非農地証明申請について6件を証明しましたので報告します。

議 長：推進委員さんから、何かご意見があればお願いします。

推 進 委 員：なし。

議 長：その他、事務局から何か説明事項はありますか。

事務局：本日配付した委員募集要領の取扱いについて

農業委員会の視察研修について

委員研修会の開催について

農地台帳に関する調査集計表について

令和4年12月総会終了後に開催予定の合同意見交換会について、説明を行う。

議長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。

議長：なし。

議長：それでは、次回の日程を申し上げます。

次回、令和4年第11回総会は、11月30日 水曜日 午後2時から

場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。

議長：以上で令和4年第10回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時45分)